

神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター ジェンダー平等推進部門協力職員要項の運用について

第2条関係

各研究科長及び経済経営研究所長は、ジェンダー平等推進部門からの依頼に基づき、協力職員を選出する。

第5条関係

- ① 協力職員が所属する部会は、協力職員の希望及び人数等を勘案の上、ジェンダー平等推進部門が提案し、協力職員全体会議で決定する。
- ② 部会の活動内容
 - (1) キャリア形成支援部会
女性学生と女性教員のキャリア支援のための提案及びその他部会に関する業務
 - (2) 両立支援部会
子育て・介護支援等の各ライフステージにおける両立支援制度の提案及びその他部会に関する業務
 - (3) 環境改善部会
環境改善部会は、構成員の多様性を尊重する環境整備を目指して、意識調査や環境調査の提案及びその他部会に関する業務
- ③ 部会長及び副部会長は、部会員の立候補に基づき、協力職員全体会議で決定する。ただし、立候補者がいない場合は、ジェンダー平等推進部門の推薦により協力職員全体会議で決定する。
- ④ 各会議の開催方式及び内容
 - (1) 協力職員全体会議
ジェンダー平等推進部門長が年度当初に招集し、所属部会の決定（任期の初年度のみ）、部会長及び副部会長の決定（任期の初年度のみ）、並びに昨年度の活動報告と当該年度の活動計画を説明する。
 - (2) 部会会議
ジェンダー平等推進部門長が部会長と協議した上で部会会議を招集し、各部会の活動内容について協議する。